⑿　12の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
⒀　13の欄及び14の欄は、試験に供した装置について記載すること。
⒁　15の⑵の欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから、５分経過後の最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
⒂　16の⑵の欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから５分経過後の利用周波数の設計値に対応する周波数の測定値を記載すること。
⒃　17の⑴から⑶までの欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから５分経過後の測定値を次のように記載すること。
ア　電源端子における妨害波電圧の準尖頭値及び平均値の測定値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、17の⑴から⑶までの欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
⒄　18の⑴から⑿までの欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから５分経過後の測定値を次のように記載すること。
ア　高周波発生装置から10メートルの距離における準尖頭値の測定値をデシベル（18の⑴から⒃までの欄は、毎メートル１マイクロアンペアを０デシベル、18の⑰から⑿までの欄は、毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、18の⑴から⑿までの欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。
この場合において、周囲雑音レベルが高い等の理由により特定の周波数において10メートルの距離で測定することができないときは、当該周波数においてはより短い距離における測定値を記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
⒅　19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、⑰アにおいて、10メートルより短い距離で測定した場合には、その旨及び測定距離等を記載すること。
⒆　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
注２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。
⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。
⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
⑶　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について注１に準じて記載すること。
また、11の欄に掲げる添付図面等のうち添付するものを○で囲むこと。
⑷　試験成績表は注１に準じて記載すること。

○総務省告示第七十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十八条の三の規定に基づき、昭和三十四年郵政省告示第八百五十一号（無線設備規則の規定により、高周波利用設備の高周波出力の測定及び算出方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日

総務大臣　山本　早苗

二の２に次のように加える。

㈢　電界又は磁界を使用して電力の伝送を行うものについては、送電側の出力端又は当該設備の入力端において測定した電圧と電流との積により算出する。

○関東地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第九十号線及び幹線街路環状第五の二号線
三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都北区堀船三丁目及び上中里三丁目並びに荒川区西尾久八丁目、西尾久七丁目、西尾久六丁目及び西尾久五丁目地内
使用の部分　東京都北区堀船三丁目及び上中里三丁目並びに荒川区西尾久七丁目及び西尾久五丁目地内

○関東地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都武蔵村山市三ツ藤三丁目、三ツ木二丁目、岸一丁目並びに中原一丁目、二丁目及び三丁目並びに西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内
使用の部分　東京都武蔵村山市三ツ藤三丁目、三ツ木二丁目、岸一丁目並びに中原一丁目及び二丁目地内

○関東地方整備局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業三・三・八号府中所沢線
三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都東村山市久米川町四丁目、三丁目、二丁目、五丁目及び一丁目並びに秋津町三丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

関東地方整備局長　石川　雄一